

改正貸金業法の見直しに反対する会長声明

2010年（平成22年）6月18日に改正貸金業法の完全施行が行われ、2年あまりが経過した。改正法施行前は、多重債務問題が深刻な社会問題となっており、貸金業者による高金利、過剰融資、過酷な取立てが、自己破産・自殺・犯罪の温床となっていたことは記憶に新しい。

改正法施行後は、5社以上の借入れを有する多重債務者が改正時の230万人から44万人に激減、自己破産者は17万人から10万人に大幅減少、多重債務による自殺者は1973人から998人にほぼ半減するなど、法改正は多重債務対策として極めて大きな成果を上げている。

当会では、従前より多重債務に関する相談を広く実施しており、平成21年8月からは多重債務当番弁護士制度を発足させ平日日中は常に無料で多重債務相談が受けられるようにするなど相談体制を充実させ、金利引き下げ運動を積極的に推進するなど多重債務問題解決に向けていっそうの努力をしてきた。

ところが、近時、与野党の議員の間で、正規の業者から借りられない人がヤミ金融から借入れせざるを得ず、潜在的なヤミ金融被害が広がっている、零細な中小企業の短期融資の需要があるなどとして、上限金利を年30%程度まで引上げ（利息制限法及び出資法の改正）、総量規制を見直し（貸金業法の改正）することを目指す動きがある。

しかし、ヤミ金融について相談件数は如実に減っており、被害規模も小型化するなど、ヤミ金融被害が広がっているということに根拠はない。2011年（平成23年）4月に行われた金融庁の委託調査によれば、改正法完全施行後に金融機関に借入れ申込みをした2082人のうち、希望どおりの借入れができずヤミ金融から借入れをした者は10人とのことであり、回答者全体に占める割合はわずか0.48%に過ぎない。

また、ヤミ金融規制については、2008年（平成20年）10月から施行された「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」による口座利用規制が大きな成果を上げている。このように、ヤミ金融被害の根絶は、金利の引き上げによって実現するものではなく、取締の強化によって実現していくものである。

加えて、社会が二極化し貧困層が拡大していることに鑑みれば、「高利に頼らなくても生活できる」セーフティネットの再構築や生活困難者への総合的な支援体制のさらなる充実こそが、今求められる重要な課題とすべきである。

そして、中小企業の資金繰り悪化の懸念は、金融庁による全国の商工会議所へのアンケートによると、景気悪化による販売不振や東日本大震災の影響等が大きな比重を占めているとのことであり、改正法の影響とは言えない。また、中小事業者に対しては、2009年（平成21年）12月の中小企業金融円滑化法が施行され、その期限が切れる来年3月以降に備えて、すでに政府は「中小企業経営力強化支援法案」を閣議決定しており、円滑化法で支払猶予を受けた中小企業推計43万社については、今後、立ち直る会社、廃業に至る会社、経営支援が必要な会社ごとに総合的な経営支援をすることが求められている。必要なのはこれらの施策の充実であって、高金利融資の復活ではない。

以上のとおり、上限金利規制・総量規制の見直しをする必要は全くない。当会は多重債務問題の解決に大きな貢献を果たした改正貸金業法が維持されることを目指すものであって、金利規制・総量規制を緩和するような見直しには、強く反対する。併せて、未だ全てが解消されたとは言い難い多重債務問題について、改正貸金業法の成果を確認しつつ、残された多くの課題にも積極的に取り組んでいくことをここに表明する。

2012年（平成24年）8月2日
宮崎県弁護士会

会 長 松 田 幸 子